

地主・本間家に於ける小作人管理 = 支配機構

吉 村 仁 作

I. はじめに

細貝大次郎氏が、「千町歩地主＝本間家の地主経済構造」（土地制度史学第3号）で、信成合資会社⁽¹⁾の、いわゆる「アメとムチ」なる小作人支配制度について言及している時、〈如上の如き、嚴重なる小作人統轄（小作地管理）と、これに対する恩恵的な小作人対策・施設・この両者の基盤の上に、千町歩地主本間家の盤石たる体制が維持されてきたのである。同時に又、この点に、庄内農民運動の特殊性—その右翼化—解明の鍵を求めなければならない〉と、述べているが、この指摘は色々と興味深い意味をもっている。

細貝氏は、その理由として庄内農民組織の中核をなした「庄内耕作連盟」⁽²⁾が、日農の第一次分裂に際して分裂派（全日本農民組合同盟）に属し、又昭和3年の右翼農民組合の合同による全日本農民組合の結成に際しても、その重要な構成分子となっていた事例をだしているが、戦前の階級闘争としての農民運動を考える場合、我々の基本的な視点は、戦前の農民運動がもっていた特質、〈限界性〉の中で、彼らが生まれでてくる時から背負わねばならなかった課題をどのようにして達成しようとしたのかという点である。従って問題となるのは、なぜ〈右翼化〉したのかということもさることながら、その〈右翼化〉といわれる中味をどのように評価するのかということである。

佐々木潤之介氏が、幕末維新时期を「世なおしの状況」⁽³⁾として設定した基本的観点は、戦前の労働者・農民がもっていた特質・課題を、維新変革期に於て一本の光る道筋として抽出しようとしたものであろうし、我々が小作争議を、日本人民の階級闘争の一貫としてとらえようとする観点は、一見すべてがフェイズムに押し流されていったかのようにみえるその底に、脈々と連なる革命的伝統を見いださんが為である筈である。

注(1) 信成合資会社は、本間家の同族会社の統合として、明治40年2月に設立された。その性格は土地経営会社であり、「1. 動産不動産を取得し之を賃貸す、2. 不動産を賃借し、之を賃貸す」ことを目的として、資本金72,000円で設立した。

(2) 大正14年設立

(3) 「維新変革の現代的視点」（歴史学研究第322号）

従って本間家に関して言えば、巧妙なる小作人支配機構の中で、農民たちが、どのようにして自らの課題を果す為に闘ったかということの解明することが必要とされる。しかし、この小稿は、直接にはこの間には答えていない。ここでは、その解明への準備としての、本間家の小作人支配機構の特質の一端を述べるだけである。

II. 本間家の、小作人支配=土地管理機構

周知の通り、山形県酒田市を拠点としていた本間家は、最大時には（昭和初期）、千八百余町歩を所有する日本でも有数の大地主であった。創設期に於ては、商人高利貸資本として、主に大名貸をおこない、一方で着々と土地集積を行ない、明治初年で既に、千二百六十八町歩にも達しており、本間家の基本的概要はほぼ、この時期である程度確立していたと言ってよからう。

このように明治初期において、既に千数百町歩の広大な土地を集積していた本間家では、これを維持するための独特の管理方式をもっていた。例えば明治2年の俵田改の記載方法として、以下のような地域区分方式を使っている。

すなわち、本間家の所有する土地が、北は由利郷より南は鶴岡まで、ほとんど庄内平野全域にわたっていたことから、まず最上川を境として、北を川北、南を川南として大区分し、更にこれをそれぞれ細分化して、川北では、平田郷一番より七番、荒瀬郷一番より三番、遊佐郷一番より三番、由利郷一番と分け、総計四郷十四番としている。川南では、全域を十一番区に分けている。

この川北での四郷は、旧幕藩時代の庄内藩の行政区画である郷の区画をほぼ踏襲しているが、その下の小区画である十四区は、旧幕藩時代の小区画である「組」制度とは大いに異なり、本間家独特のものである。

その後、明治7年に川北の区分方法が変わり、郷を廃止して単に、一番から十番まで区分している。それから多少変更がなされたが、明治二十二年時には、川北・川南をそれぞれ一番から十番まで統一して区分している。区分方法は一般的に言えば川北も川南も、南から北へ向かって一番から順次十番まで上っていったが、川南の方は多少その配列が狂っている。恐らくは、本間家が土地取入れの拡大する方向に沿って地番をつけていった為であろうかと思われる。（それは古い代家ほど、地番の番号が小さい所に住んでいることから考えられる。）

さて、このような歴大な土地を管理し、二千数百人にもものぼる小作人を支配する上で、極めて重要な組織として代家・差配人⁽¹⁾制度（又は、代家・支配人制度）がある。

大正四年に下調を行なった南北代家差配人の履歴を調べてみると（表I）この時点での代家・差配人数は五十六名であり、最も古い代家は、宝暦五年よりその任務についている。

地主・本問家に於ける小作人管理=支配機構

(表I)

南北代家差配人履歴下調

大正五年

代家・差配人	名	住	所	年	代			
1	代家	伊池	藤田	多兵衛	東田川郡	西野曾根	宝曆5年より	161ヶ年
2	差配人	佐白藤	藤田	右兵衛	東田川郡	上野深川	宝曆5年より	
3	代家	佐白藤	藤田	右兵衛	東田川郡	深川沼田	明和15年	152年
4	"	佐白藤	藤田	右兵衛	東田川郡	深川沼田	明和18年	
5	"	佐白藤	藤田	右兵衛	東田川郡	深川沼田	明和18年	145年
6	"	佐白藤	藤田	右兵衛	東田川郡	深川沼田	明和8年	145年
7	"	佐白藤	藤田	右兵衛	東田川郡	深川沼田	明和2年	142年
8	"	佐白藤	藤田	右兵衛	東田川郡	深川沼田	安永5年	140年
9	差配人	阿成猪	藤田	直善	東田川郡	上野新田	"	
10	"	阿成猪	藤田	直善	東田川郡	上野新田	"	
11	代家	阿成猪	藤田	直善	東田川郡	上野新田	"	
12	"	阿成猪	藤田	直善	東田川郡	上野新田	"	
13	"	阿成猪	藤田	直善	東田川郡	上野新田	"	
14	"	阿成猪	藤田	直善	東田川郡	上野新田	"	
15	差配人	梅遠成	藤田	幸右衛門	東田川郡	八里村	"	
16	"	梅遠成	藤田	幸右衛門	東田川郡	八里村	"	
17	"	梅遠成	藤田	幸右衛門	東田川郡	八里村	"	
18	代家	梅遠成	藤田	幸右衛門	東田川郡	八里村	"	
19	"	梅遠成	藤田	幸右衛門	東田川郡	八里村	"	
20	差配人	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	安永7年	138年
21	代家	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	天明2年	134年
22	差配人	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
23	"	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
24	代家	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
25	差配人	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
26	"	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
27	"	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
28	"	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
29	"	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
30	代家	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
31	"	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
32	差配人	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
33	"	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
34	"	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
35	"	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
36	"	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
37	代家	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
38	差配人	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
39	"	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
40	"	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
41	"	高土粕	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
42	小作頭	池渡	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
43	代家	池渡	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
44	差配人	池渡	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
45	"	池渡	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
46	"	池渡	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
47	"	池渡	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
48	"	池渡	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
49	"	池渡	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
50	"	池渡	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
51	"	池渡	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
52	"	池渡	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
53	代家	池渡	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
54	差配人	池渡	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
55	"	池渡	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	
56	"	池渡	藤田	右衛門	東田川郡	八里村	"	

一 橋 研 究 第 21 号

(信成合資会社設立以後ノ分ハ社誌編集部ニオキテ別ニ編集セリ)

支配高	備	考
1, 652	3 代目	
1, 810	4 代目	
885	6 代目	
734	5 代目	明治22年渡口 311 俵
1, 262	6 代目	
1, 009	9 代目	東堀越村分田地御取入ノ縁故 169 俵
2, 013		
221	7 代目	
312		
98	6 代目	
574	8 代目	
965	7 代目	
206	5 代目	
853	4 代目	
565	7 代目	
572	7 代目	
189		成田新田分田地 175 俵取次ノ様故
949	5 代目	文化 4 年猪子村ヨリ柳原ニ移リ代家職御付ケラル
818	7 代目	田畑及百姓株附ノ屋敷共不讓申上タルヲモッテ代家職
238		
526		
294		
545	8 代目	
409	6 代目	
197	4 代目	明治22年 126 俵
657		
323		文化13年成田新田分 126 俵地取次ク
847	6 代目	
659		
894		
566	9 代目	
214		
337	5 代目	明治32年 477 俵
540		
202	5 代目	
371	5 代目	
524	4 代目	
929	3 代目	
635		
521	大字大久保	塚洲市条法連寺渡口米188俵口入ヲモッテ買上, 明治32年渡口米643俵
445	3 代目	明治21年宮内村外 4 ケ村合渡口米 577 俵
489	3 代目	池田長五郎支配ノ内大多新田分支配ナリ
710		横代村分渡口米 551 俵余同村池田与一郎支配勤務ノ処余吉ニ支配被仰
319	2 代目	付砂越政藏跡支配御申付ナル
1, 385		漆曾根直扱ノ内 600 俵分支配, 明治44年布目, 久保田新青渡, 萩島直扱小作頭惣代
444		中関多郎兵衛所有ノ耕地渡口米 247 俵取入ノ縁故ヲモッテ支配被仰付
134	初代	明治27年本橋分渡口米 101 俵白崎良弥ヨリ御取入ニ付小作人トナル
870	初代	飽海郡本橋村保岡代家守被仰付。明39年大山町柳原氏家ニ引移リ代家職代理
138		
136	2 代目	
540	初代	東田川郡広瀬村猪野侯金野岩治ヨリ同郡広野村大淵分 114 石買入周施ニ付願ニヨリ該地ノ差配人ヲ命シタリシモ40年一般差配区域改正ノ結果変更セリ

そして代々世襲制により、特別の事情がない限り、本間家の土地管理をまかせられている代家・差配人の管理する小作地の支配高は、最高の千百十俵より、最低の九十八俵まで、相当の差があり、代家・差配人の中にも上下関係があったことは容易に想像される。これら、代家・差配人は、元は殆んど在郷地主的性格であり、土地を本間家に売り渡した後に、その職についた者や、又直接の土地売買の取り引きがない場合も、申請してその地位についた者もいるが、双方共に、代家・差配人になると全面的に本間家に従属される。

この代家・差配人制度は、多少の変化の後に大体明治三十年代に完成され、これによって、この制度の性格・特質が定式化される。明治三十二年に作成された「代家差配人申合規約」並びに明治三十九年に作成された「代家心得書」をみれば、この両者の差異・特色がはっきりとわかる。

○代家及ビ支配人⁽²⁾

代家ハ地主ヨリ土地管理ノ為ニ必要ノ場所ニ配置シタルモノニシテ其ノ居住スル宅地家屋総テ地主ノ所有ニカカリ且若干ノ耕田ヲ代家附トシテ小作セシムルモノナリ随テ地主ノ都合ニヨリテハ其居住ヲ移動セシムルコトアリ

支配人トハ単ニ土地管理ノ任ヲ其ノ土地常住ノ人ニ依頼シ置クモノナリ

右兩者トモ所有地ノ管理小作人ノ監督小作ノ取り立テ保管其他耕作上ノ諸般ニ対シ地主ヨリノ指示ヲ小作人ニ伝達スルモノナリ兩者職トスルトコロ相等シキヲ以テ通称シテ単ニ支配人ト称スルコトアリ

手当額ハ兩者共ニ支配給ト称シテ小作米一石ニ対シ尅升五合ノ割合ヲ以テ支給シ外ニ諸費トシテ米若干ヲ給ス

これにより、明らかのように、代家と差配人は、それぞれ同じような職務をつかさどるが、代家の方が差配人よりも、より重要な位置を占めている。支配人は単なる在郷中小地主、自作上層農が、その村の支配地を預るにすぎないが、代家は明らかに「管理人」として、その職務に専念させられる。身分的關係からいえば、地主（本間家）—代家—差配人—小作人というピラミッド型の専制体制がかたちづくられる。次の、代家心得書をみれば、代家の特質がなおよくわかる。

○代家心得書⁽³⁾

明治三十九年三月二十日代家中ヨリ差シダシタル心得書左ノ如シ

1. 忠孝ヲ励ミ家内親睦シ精勤ヲ抽テ御奉公ノ道大切ニ心得ベキ事

注(1) 小作人の数は、色々と増減があり、正確な数は、はっきりとはわからぬが、例えば、明治34年～35年の小作人納米等級調により算出した数は、川北に於ては、明治34年で985人、明治35年で1,010人であり、同じく川南では、それぞれ1,126人、1,268人となっている。

(2) 本間家資料集第四巻補遺

(3) 同巻

一 橋 研 究 第 21 号

2. 万事ニ就テ代家タルベキノ弁ヘ可有之事
3. 御取立ヲ蒙リ候御代様ノ御恩ハ申迄モ無之常々忘却不致様相心得常々報恩ヲ心懸可申事
4. 御名儀御紋章等猥リニ相用ヒ申間敷ハ勿論御家ノ権勢ヲ以テ他人ハ申迄モナク小作人ヘモ驕慢ナル挙動致間敷万事深切ヲ旨トシ謙遜公平ヲ心懸可申事
5. 諸事分限ヲ守リ勤儉ヲ主トシ平常ノ事ハ勿論吉凶ニ就テモ農家ニ不似合ナル奢ケ間敷事決シテ致間敷事
6. 投機並ニ本業ノ妨ゲト可成事ハ勿論猥リニ事業ヲ計画致間敷其他総テ主ナル事ハ成可朋輩中ヘ相談ヲ遂ゲ可申事
7. 仮令懇意ノ間柄ト雖モ猥リニ保証等致間敷若シ不得止場合ハ親族相談ノ上取計ヒ後日ニ煩累ヲ及ボン万一ニモ御主人ヘ御迷惑相懸候様ノ儀無之様可心得事
8. 御預リノ土地ハ申迄モ無之家屋其他一切ノ物品ニ至ル迄大切ニ取扱可申事
9. 農業專一ニ率先勉勵シ小作人ヲ引立テ倍々改良進歩ヲ計リ職務上ニ就テモ怠リナリ総テ支配人ノ模範タルベキ様心懸事
10. 代家ハ互ニ相助ケ協力親睦シ御為筋專一ニ出精可仕事

右ハ今般私共代家中心得違無之様御論ヲ蒙リ候ニ付心得ノ大要書取ヲ以テ申上候依テ私共相守可申ハ勿論子孫ニ至ル迄屹度相心得サセ可申候事

先づ、気づく事は、代家の地主に対する絶対的な従属、隷従である。それは無条件であり、代家の生殺与奪の権は地主に握られている。それは、封建的身分関係に規制されて、更に徹底される。この点に、本間家の小作人支配に於ける代家制度の特徴がまず在存する。と言うのは、本間家が小作人を支配する時、そして代家という媒介物を通して間接的に支配する時、この代家をどのように把握するかによって小作人支配の可否がかかっているからである。

次にもう一つの資料「代家支配人申合規約」を検討してみよう。

○代家支配人申合規約⁽⁴⁾

明治三十二年東西田川郡及 飽海郡ノ代家支配人ヨリ差出シタル申合規約左ノ如シ

1. 本間家ノ御所有地ナル東西田川郡（飽海郡）ノ各村各大字ニ御設置ノ代家支配人ハ 主家ノ御家例ニ随ヒ御指図ノ御注意ヲ敬守可致事
2. 各代家支配人ハ一同親睦ヲ旨トシ支配事務上扱下小作人ヲ公平着実ニ取扱可申事
3. 代家支配人中ニ於テ不正ノ者アリト認ムルトキハ代家支配人三名以上ヨリ主家ニ申告シ該不正者ニ対シ主家ノ御説諭ニ預リ改心セシムル事
4. 支配事務打合其他弁理ノ為代家支配人ヲ五区（飽海郡ハ三区）ニ分チ毎区ニ区長ヲ

(4) 同卷

定ムル事

5. 総集会ハ通常総会臨時総会ノ二種トス常総会ハ毎年二月ト八月ト二回会合シ其他必要ニ応ジ臨時総会ヲ開クモノトス但総集会ヲ招集スルニハ会日ヨリ十日前ニ其ノ日時場所等ヲ報知スル事若シ至急ノ場合ニ於テハ其ノ日数ヲ短縮スルコトアルベシ略
6. 略（区長集会）
7. 略（組合集会）
8. 地主御所有ノ土地変更又ハ願伺届等御名儀ニ対シ御委任ナキモノハ伺ハズシテ代印致間敷事（以下略）
9. 登記代理人ニ就テノ御委任状ヘ猥リニ手入又ハ訂正等一切致間敷事
10. 御作徳米貸借米金ノ台帳及元利金取立手控帳等総テ支配取扱ニ関係スル諸帳簿ハ御指導ノ通銘々備置毎年度ノ分ヲ翌年旧歴三月限り整理致置クベキ事
11. 前条規約ニ差支ヲ生ジタルトキハ総会ノ決議ヲ以テ加除スルコトアルベシ右条項堅ク相守リ可申若シ違約ノ者有之候節ハ早速出店ノ上御指揮ヲ受クベキ事ニ一同申合規約捺印候也

先の、代家・差配人に関する説明にもあるように、代家は本間家より直接に派遣された「代官」でもあるわけであるが、彼らは代官の権限は与えられていない。勿論、代家は単なる没落在郷地主である支配人とは違い、何らかの形で本間家とつながりの深い衛星地主⁽⁵⁾的性格をもち、又は、血縁関係を持っていたと思われるが、それにも極めて大きな制限が与えられている。

代家・支配人間における「結束」も、あくまでも身分の関係に支えられた上下的結束であり、又本間家に対する叛逆も、ちょうど小作人における五人組制度と同じような役割を果す制度を設け、代家間に於て摘発させる。そして、本間家の所有地を指一本つけることのできぬよう規制されており、特に小作料納米については厳重を極めていた。不正発覚の場合は、直ちに更迭される。

このように、今まで述べた3つの資料は色々と重複する点も多いが、全体としてみれば、代家像がくっきりとうかびあがってくる。

代家は、一口で言えば、地主＝本間家と小作人との矛盾の緩衝物であり、この代家を介在して、本間家の小作人支配が貫徹するのであり、その手段としての代家の任務をそんなうなことは全く禁止されていたのである。

(5) 例えば、明治35年の俵田明細鑑にでてくる、本間家と血縁関係のある代家は二人いて、いずれも、川北である。この二人（本間則光・本間光明）は、代家に対する目付のような役目をもち、本間家より派遣されたように推察される。

Ⅲ. 代家・差配人制度の問題点

Ⅱで、述べた資料でもわかるように、代家は、本間家に於ける小作人支配の要である。しかし、鉄壁の如きこの代家制度は、地主对小作人の矛盾の衝激をもろに受けざるをえない。従って代家自身も決して「安定」ではありえない。明治元年より明治四十年までの支配人移動調(表Ⅱ)をみてみると、この四十年間での代家・差配人廃止の数は全体で三十七名を数える。このうち、作徳米不納が圧倒的に多く、十八名であるが、反地主行動が三名、不正の田地口入が二名、となっておりこれらの数は、本間家と小作人との矛盾の産物として考えられる。例えば、作徳米不納について言えば、(紙数の関連で、ここではふれることのできなかつた定引法及び備米制度と深く関連するが)凶作を直接の契機として、小作人の小作料減免闘争、そして地主の上からのそれに対するしめつけ、その結果として代家廃役という図が想定される。この点に関しては、まだ充分な資料を見いだすことはできていないが、特に明治前半期に、本間家が寄生地主として確立していく時、明らかにされねばならぬ点である。

さて、それではこの代家・差配人制度について、もう少し立ち入って検討してみよう。次にあげる表Ⅲは、明治三十五年の俵田改より作成したものである。これによると代家の数は、川北において二十五名、川南では、三十一名となっている。これで見ると明らかのように、必ずしも、一人の代家は一村だけの支配地を預っていない。例えば川南の治兵衛のように五つの地番、十一ヶ村をうけもっている。全体の代家五十五名のうち、一ヶ村だけに留まっているのは二十名で、後の残りの代家は大かれ少なかれ複数の村にわたっている。しかも、複数の村の本間家の土地を管理している者は、必ずしも一つの地番の中に納まっていない。したがって、この表Ⅲをみる限りで単純に考えると以下の様に疑問がわいてくる。

(1) なぜ一代家一村になっていないのか。

(2) なぜ、代家のうけもつ村がいくつかの地番にまでまたがっているのか。

(1)の点は、代家数の制限から考えれば一応納得がいく。川北・川南百七十ヶ村に百七十人の代家はおく必要がないからである。だから(2)の点について少し考えてみよう。

表Ⅳがある。これは表Ⅲを村ごとにまとめたものである。これをみると基本的には、一つの村には一人の代家しかいない。しかし、一人の代家が一村をうけもつということではないの言うまでもない。それは先の(1)の点で述べた。しかし、ここで興味深く感じられるのは、複数の代家のいる村である。例えば、川北一番の本川村と中野目村は、同じ二人の代家、石之助、勝助がいる。しかも一番においては、酒田町を除いてすべて、石之助の支配となっている。これは、前述の通り、代家間に於ける身分的上下関係を明ら

(表II)

支配人名	村名	明治元年	10年	20年	30年	40年	備考
直支配	越橋			21			忠左エ門跡
代家与治兵工	荒瀬		14	21			兵右エ門跡
太郎右エ門	本楯						
四方吉	"				30		直支配より分支配
代家伝助	門田						
市十郎	市神		10				作徳米不納
代家清八	岩川		10				"
代家五右エ門	小松		11				不正の田地口入
直支配	小遊佐			21	22		21~22忠左エ門不納
与兵工	岩川			21			耕地取入
代家松治郎	豊田						
佐治郎	小松		11				不正の田地口入
悴豊太	"			21	31		耕地取入、作徳米不納
弥右エ門	樽川						
丈右エ門	小滝		10				耕地売払
代家仁助	土口						
源藏	横内						
代家兵三郎	広野		12 13	21			
直支配	"			長五郎↓直支配 越橋へ移る			
善太	"						
代家半三郎	"						
代家伊六	"				27		耕地取入
源内	横内						
政右エ門	押切新田						
代家金藏	家根合						
鷹藏	八色木		10				作徳米不納
多右エ門	宮曾根						
代家新助	杉ノ浦						
代家多兵工	西野						
代家太郎兵工	深川						
平六	"		9				
代家名右エ門	"		9				
五右エ門	落ノ目			16			耕地売払
彦太郎	新堀			16			"
辰藏	茗荷瀬						

支配人名	村名	明治元年	10年	20年	30年	40年	現在へ	備考
代家伊右エ門	地見興屋		● 9					耕地売却山林寺となる
代家宇兵エ	中野俣		● 11					"
市郎右エ門	北目		● 11					"
小野寺順太	飛鳥		● 13 ● 14	● 19				作徳米不納
政 藏	砂越		● 16 ● 19	● 24				権兵工跡16~19 直支配、死亡
石之助	天神堂				● 29			政藏跡に
仁吉	大町							
助右エ門	古荒新田		● 3					作徳米不納
喜右エ門	鶴渡川原		● 11					"
庄兵エ	大宮			● 22				"
五右エ門	勝保関							
代家源六	土崎							
権兵エ	大野新田			● 16				御免願
兵三郎	漆曾根		● 2					
代家長五郎				● 13 ● 22 ● 23	● 28			13より広野分室吉跡22兵三郎跡 21より越橋基左エ門跡
直支配	平田				● 28			長五郎跡
松右エ門	大多新田			● 23				長五郎より分配
兵 藏	漆曾根				● 29			直支配より分配
丑 藏	"				● 29			耕地取入
代家勝助	手藏田							
茂左エ門	横代			● 23				作徳米不納
条吉	"			● 23				茂左エ門跡
藤太郎	関				● 28			作徳米不納
源太郎	"				● 29			藤吉跡
代家松太郎	島田		● 9					兵右工門より支配
本間光明	平沢			● 22				耕地取入
弥惣吉	橋本							
作太郎	大久保			● 21				耕地取入
兵右エ門	上ノ曾根							
貞治	吉田新田			● 23	● 30			一紙拵不案内
五郎兵エ	泉							
代家長五郎	西野		● 10					作徳米不納
代家甚左エ門	"		●					"
代家忠左エ門	越橋			● 21 ● 23				"

支配人名	村名	明治元年	10年	20年	30年	40年	備考	
作兵工	大野	●	●	●	●	●32	「御隠居様」へ不都合申す	
代家字兵工	生田					●32	"	
伊助	朝丸					●32	"	
惣治郎	芝野			●20			行徳米不納	
嘉右工門	堀場		●13				耕地売払	
佐次兵工	横島		●11				"	
与右工門	千川原		●10				"	
直支配	余目			●18			佐藤善治より	
代家弥左工門	廿六木							
弥右工門	西小ノ方							
代家幸右工門	余目							
治兵工	西小ノ方			●19			同人所有地買入	
代家甚之助	小出			●22			作徳米不納	
悴、代家順治	"				●29		不納米皆納	
又七	大川渡							
惣七俵代家門	堀越					●32	不納米皆納	
代家惣七	"		●11				作徳米不納	
直支配	"		●		●			
安治	狩川							
多郎左工門	成田新田							
彦左工門	"							
藤右工門	"							
繁右工門	"							
金右工門	"		●16				御免願	
吉左工門	尾花		●16				作徳米不納	
茂助	神花子		●16		●30		金右工門跡	
甚十郎	猪子							
惣右工門	"							
代家駒之助	浜中		●10	●11			耕地売払(但し直支配)	
悴	"		●11				作徳米不納	
熊吉	柳原		●13				不納米皆納	
廃止した数	反地主行動	3	9	18	2	2	1	明不正の田地口入

(表Ⅲ)

代 家 差 配 地 (川北)

代 家 名	村名 (番号は川北○番ということ) (代家名の後の数字は支配村数)
石 之 助 8	本川①堀之内①桜林与野①天神堂①中野目①桜林①石橋①砂越
仁 吉 3	鶯渡川原②大町②浜田②
源 六 6	大町②古荒新田②土崎③中野新田③大野新田③熊手島③
五右衛門 2	勝保関③大野新田③
五郎兵衛 3	酒田①酒田新田⑦豊里⑦
勝 助 7	本川①中野目①熊手嶋③荻島④手蔵田⑤大槻新田⑤熊野田⑤
丑 蔵 2	古荒新田②漆曾根④
松右衛門 1	大多新田④
兵 蔵 6	漆曾根④新青渡④之保田④円能寺④曾根田④布目④
彖 吉 1	横代⑤
源 太 郎 4	関⑤境与野⑤北沢⑤生石⑤
蔵 吉 7	橋本⑥大豊田⑥芹田⑥橋山⑥麓⑥南平沢⑥北平沢⑥
松 太 郎 9	寸田⑥岡島田⑥前川⑥大島田⑥政所⑥安田⑥刈穂⑥城輪⑥大豊田⑥
兵右衛門 5	安田⑥上野曾根⑦吉田⑦吉田新田⑦鶴岡⑦
与治兵衛 1	保岡⑧
太郎右衛門 1	本楯⑧
四 方 吉 1	本楯⑧
伝 助 1	穂積⑧
与 兵 衛 5	宮ノ内⑨千代田⑨米島⑨庄泉⑨遊佐⑨
源 十 郎 1	岩川⑨
藤 助 2	岩川⑨庄泉⑨
松 治 郎 2	庄泉⑨豊岡⑨
治郎兵衛 1	小松⑨
弥右衛門 4	當山⑩野沢⑩直世⑩北目⑩
本 間 則 光 24	牧曾根④中野曾根④久保田④古青渡④円能寺④曾根田④荻島④布目④ ④藤塚⑧保岡⑧庭田⑧本楯⑧穂積⑧米島⑨岩川⑨小松⑨鹿野沢⑨蔵 岡小原田⑨遊佐小原田⑨遊佐⑨豊岡⑨大蔵岡⑨上蔵岡⑨宮田⑩
本 間 光 明 2	南平沢⑥北平沢⑥

明治三十五年「俵田改」より

注 村名の下に数字は、地番、代家名の下に数字は、支配している村の数を示す。

代 家 支 配 地 (川南)

代 家 名	村名
利右衛門 4	樺①越後京田①藤岡①三ヶ沢⑧
治兵衛 11	小中島①須走①三和①藤島①平形②八色木③家根合③豊栄③常万③ 余目⑤大真木⑧
又 七 10	柳久瀬①幕之内①箕柵新田①渡前①小増川①蛸井与野⑦平足⑦大川 渡⑦上中野目⑦下中野目⑦
仁 助 2	土口①余目⑤
源 内 3	横川①平形②横山②
羊三郎 6	菱沼①小尺①助川①竹原田①押切新田③福岡③
源 蔵 3	和名川①横内①堤野①
伊 六 1	広野新田②
政右衛門 1	押切新田③
太郎兵衛 3	長沼②宮曾根④深川④
新 助 3	大淵③杉浦④高田麦⑤
金 蔵 1	家根合③
多右衛門 8	木川④局④内田④久田④宮曾根④深川④板戸④跡④
多兵衛 3	西野④板戸④落野目④
善 太 1	板戸④
唯 助 2	落野目④黒森⑩
孫 太 郎 3	島田⑤西小野方⑤拂田⑤
弥左衛門 2	余目新田⑤廿六木⑤
宇 平 3	吉岡⑤田谷⑤大野⑤
辰 蔵 1	茗荷瀬⑤
幸右衛門 1	余目⑤
順 治 7	廻館⑥南野⑥赤淵新田⑥沢新田⑥古関⑥堤新田⑥小出新田⑥
庄左衛門 2	東堀越⑦鷺田⑦
安 治 1	狩川⑧
彦 三 郎 1	成田新田⑨
藤右衛門 1	成田新田⑨
太郎右衛門 1	成田新田⑨
茂 助 1	猪子⑨
甚 十 郎 1	猪子⑨
彦 三 郎 2	猪子⑨神花⑨
小 平 太 5	下川⑩馬町⑩大山⑩栃屋⑩矢馳⑩
本間則光 2	広野新田③余目⑤

明治三十五年「俵田改より」

(表Ⅳ)

明治三十五年「俵田改」より

川 北	村 名	支 配 人 名	川 北	村 名	支 配 人 名
1 番 (9ヶ村)	酒田村 本川村 堀久内村 桜林与野村 天神堂村 中野目村 桜林村 石橋村 砂越村	五郎兵衛 石之助, 勝助 石之助 石之助 石之助 石之助, 勝助 石之助 石之助 石之助		塚淵村 福山村 麓村 南平沢村 北平沢村 市条村 法連寺村 小泉村 観音寺村 北仁田村 大蔵村	作太郎 藏吉 作太郎, 藏吉 藏吉, 本間光明 藏吉, 本間光明 作太郎 作太郎 作太郎 作太郎 なし
2 番 (4ヶ村)	鶉渡川原村 大町村 古荒新田村 浜田村	仁吉 仁吉, 源六 源六 仁吉, 丑藏	7 番 (6ヶ村)	酒田新田村 豊里村 上野曾根村 吉田村 吉田新田村 鶴岡村	五郎兵衛 五郎兵衛 兵右衛門 兵右衛門 兵右衛門 兵右衛門
3 番 (5ヶ村)	土崎村 中野新田村 勝保関村 大野新田村 熊手嶋村	源六 源六 五右衛門 源六, 五右衛門 源六, 勝助	8 番 (6ヶ村)	藤塚村 保岡村 庭田村 本橋村 穂積村 豊川村	本間則光 本間則光, 与治兵衛 本間則光 本間則光, 太郎右衛門, 四方吉伝助 本間則光 本間則光
4 番 (11ヶ村)	大多新田村 牧曾根村 中野曾根村 漆曾根村 新青渡村 久保田村 古青渡村 円能寺村 曾根田村 荻島村 布目村	松右衛門 本間則光 本間則光 丑藏, 兵藏 兵藏 本間則光, 兵藏 本間則光 本間則光 本間則光, 兵藏 本間則光, 兵藏 本間則光, 兵藏	9 番 (13ヶ村)	宮之内村 千代田村 米島村 岩川村 庄泉村 小松村 鹿野沢村 蔵岡小原田村 遊佐小原田村 豊岡村 大蔵岡村 上蔵岡村	与兵衛 与兵衛 本間則光, 与兵衛 本間則光, 源十郎, 藤助 藤助, 松治郎, 与兵衛 本間則光, 治郎兵衛 本間則光 本間則光 本間則光 本間則光 本間則光 本間則光 本間則光 与兵衛 松治郎
5 番 (8ヶ村)	手藏田村 大槻新田村 横代村 関村 境与野村 北沢村 熊野田村 生石村	勝助 勝助 彖吉 源太郎 源太郎 源太郎 勝助 源太郎	10 番 (5ヶ村)	當山村 野沢村 直世村 宮田村 北目村	弥右衛門 弥右衛門 弥右衛門 本間則光, 弥右衛門 弥右衛門
6 番 (23ヶ村)	橋本村 寺田村 芹田村 岡島田村 前川村 大島田村 政所村 安田村 刈穂村 城輪村 大豊田村 大久保村	藏吉 松太郎 藏吉, 作太郎 松太郎 松太郎 松太郎 松太郎 松太郎, 兵右衛門 松太郎 松太郎 松太郎, 藏吉, 作太郎 作太郎	計	90ヶ村	

明治三十五年「俵田改」より

川南	松名	支配人名	川南	松名	支配人名
1番 (21ヶ村)	襟村	利右衛門	5番 (12ヶ村)	落野目村	多兵衛, 唯助
	小中島村	治兵衛		跡村	名右衛門
	柳久瀬村	又七		島田村	孫太郎
	須走村	治兵衛		余目新田村	弥左衛門
	土口村	仁助		吉岡村	宇平
	横川村	なし		名荷瀬村	辰蔵
	菱沼村	羊三郎		高田麦村	新助
	小尺村	羊三郎		田谷村	宇平
	三和村	治兵衛		西小野方村	孫太郎
	藤島村	治兵衛		拂田村	治兵衛
	助川村	羊三郎		常万村	宇兵衛
	竹原田村	羊三郎		大野村	伊助, 則光, 幸右
	和名川村	源蔵		余目村	衛門, 治兵衛
	横内村	源蔵		廿六木村	弥左衛門
越後京田村	利右衛門	6番 (7ヶ村)	廻館村	順治	
幕之内村	又七		南野村	順治	
箕舩新田村	又七		赤淵新田村	順治	
渡前村	又七		沢新田村	順治	
小増川村	又七		古関村	順治	
藤岡村	利右衛門		堤新田村	順治	
堤野村	源蔵	小出新田村	順治		
2番 (3ヶ村)	平形村	治兵衛, 源内	7番 (7ヶ村)	蛸井与野村	又七
	横山村	源内		平足村	又七
	広野新田村	則光, 伊六		東堀越村	庄左衛門
3番 (7ヶ村)	八色木村	治兵衛		鷺畑村	庄左衛門
	押切新田村	治兵衛, 政右衛門, 羊三郎	大川渡村	又七	
	長沼村	太郎兵衛	上中野目村	又七	
	福岡村	羊三郎	下中野目村	又七	
	大淵村	新助	8番 (3ヶ村)	三ヶ沢村	利右衛門
家根台村	金蔵, 治兵衛	大真木村		治兵衛	
豊栄村	治兵衛	狩川村		安治	
4番 (11ヶ村)	木川村	名右衛門	9番 (3ヶ村)	成田新田村	彦三郎, 藤右衛門, 太郎左衛門, 茂助
	局村	名右衛門		猪子村	茂助, 甚十郎, 彦
	杉浦村	新助		神花村	彦三郎
	門田村	名右衛門	10番 (6ヶ村)	下川村	小平太
	久田村	名右衛門, 治兵衛		馬町村	小平太
	西野村	多兵衛		大山村	小平太
宮曾根村	名右衛門, 太郎兵衛	栴屋村		小平太	
深川村	名右衛門, 太郎兵衛	矢馳村	小平太		
板戸村	多兵衛	黒森村	唯助		
			計	80ヶ村	

かに示す。すなわち、「大きな代家」「小さな代家」であり、石之助は、川北1番に於ける区長的存在であることが推察される。この一人の代家が、数村にわたり支配地を預り、更には、村内に何人も代家が複合して存在している事のもっている意味は、代家はその任務についていく歴史過程そのものを示しているのと同時に、代家の基本的任務—小作人支配—を遂行する上で、極めて示唆的であると言わねばならない。

たとえば、表Ⅳを図にしてみた本間家支配地図を見ても明らかのように、この入り組んだ代家支配の様相は、小作人支配と決して無関係ではありえない。なぜなら、地主が小作人を支配する時、彼は、封建的遺制（封建的共同体に基礎づけられる）を総動員して支配しようとする。そして、代家が、その村落共同体内における上層農民、在郷中小地主である以上、この代家こそが、その封建的経済外的強制の具現としてあらわれる。従ってここで一見、無法則的な、無策的な代家の配置は、実は、小作人支配を貫徹する為の、最も効果的な配置となっているのである。したがって、我々がこの地図を見て、解決すべき問題は、この代家支配地図の入り組んだ村々へ、直接入りこみ、この村落共同体の中で、どのようにしてその支配を貫徹していったのかを解明することである。これは、これから我々が当面なすべき課題として、残されている。

（筆者の住所：東京都国立市西2丁目16--7 正月荘）